## 中央市地域公共交通活性化協議会プロポーザル選定委員会設置要綱新旧対照表

新		旧		
別表(第3	条関係)	別表		3条関係)
役職名	団体・役職名		職名	団体・役職名
委員長	中央市副市長	委員		中央市副市長
委 員	中央市未来戦略部長	委		中央市政策秘書課長
委 員	中央市建設課長	委		中央市建設課長
^ /\	山梨県知事政策局	ĥ		1 JOHN CHARLES
委 員	リニア・次世代交通推進グループ リニア・次世代交通推進監	委	員	中央市自治会長会会長
委 員	学識経験者	委	員	中央市自治会長会副会長
女 貝	1 H-M/157-477 [1	委	 員	中央市社会福祉協議会事務局長
		委		中央市商工会会長
		委		学識経験者

中央市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱(案)

(設置)

- 第1条 中央市地域公共交通活性化協議会が発注する工事、委託、製造の請負等のうち、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある場合に、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等において、その業務にふさわしい業者を企画競争(以下「プロポーザル方式」という。)により適正に選定するため、中央市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。(所掌事務)
- 第2条 選定委員会は、業務に係る企画提案等に対する審査を実施し、受託候補者(優先交 渉権者)の選定を行う。

(組織)

- 第3条 選定委員会は委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び委員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第4条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 選定委員会の会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数の合意をもって決定し、可否同数の場合は、委員長が決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(責務)

- 第5条 委員は公平公正な審査に努めなければならない。
- 2 委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

- 第6条 選考委員会の庶務は中央市地域公共交通活性化協議会事務局において処理する。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附即

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

役職名	団体・役職名
委員長	中央市 副市長
委 員	中央市 未来戦略部長
委 員	中央市 建設課長
委 員	山梨県知事政策局 リニア・次世代交通推進グループ リニア・次世代交通
	推進監
委 員	学識経験者